

iPad を家庭で使うにあたってのお願い

「教えてもらう」から「自分で学びとる」授業へ変わる。

そもそも何のための iPad 貸与なのか…

これからの学習は、子供たちが「習う」ものから、子供たち自身で「学びとる」ものへと変わっていきます。自分から調べたり、記録したり、意見を出し合ったりする道具として積極的に活用していきます。つまり、子どもたちが、自分から「学びとる」日常的なツール（文具）として活用するためのものです。

家庭で iPad を使うときの確認事項

○iPad の使用について

学習のために使います。オンライン上での課題の提出や授業への参加、調べる活動などに使います。インターネットを使う場合は、ロイノートを使います。

○破損・紛失について

学校では、故障がないか定期的に点検しています。破損したり紛失したりした時は、修理サービスがあります。構内のほかの学習用具と同じ扱いです。

○持ち帰りについて

横浜市では、緊急時などに持ち帰り、家庭学習に使用します。持ち帰るときは、ランドセルに入れて、大切に持って帰ります。

○返却について

学年が上がるときは、そのまま持ち上がります。卒業まで、同じ iPad を使います。転出・卒業時には、学校に返却し、その端末を次に入学する子どもたちが使用します。

○インターネット利用について

フィルタリングを行っています。閲覧履歴は取り消しできない設定になっています。使用状況は、学校でも点検しています。

○使用するアプリケーションについて

使用するアプリケーションは、一括で管理しております。個人でのインストールは、できない設定になっています。

○同意書について

年度初めにクラウドサービス等での、個人情報の取扱いについて同意書をいただきました。卒業まで学校で保管いたします。

○弁済について

破損や故障が故意によるものであると判断された場合は、横浜市教育委員会の定めた弁済システムに則って、50%～100%の割合で修理にかかる費用を保護者の方が負担する必要があります。

保護者の皆様へ

これらの約束は、児童が使い慣れていないデジタル機器を、一人一台使用できる環境になるにあたって、皆が安心安全に使用できるようになるためのものです。

保護者の皆様や全教職員が共通認識をもって指導にあたることで、可能な限りトラブルを減らし、安心してデジタル機器を活用することで、低学年から系統的に情報活用能力が育まれると考えています。

細かく記していますが、決して児童の活動を制限したいわけではなく、むしろ児童の主体的な活用を保障できるようにしたいと考えて作成しています。今後、児童がデジタル機器に慣れてきたり、情報活用能力が育まれてきたりすることが確認されれば、より活用の幅を広げ、児童にとっての新しい文房具となるように支援をしていきます。

ご家庭でもお子様と**使用の約束**についてご確認いただくようお願い申し上げます。